

## 京都府地方就職学生支援事業補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 知事は、東京圏の大学を卒業又は大学院を修了した学生の京都府内への移住を伴う就職を支援するため、京都府と市町村とが共同で作成した地域再生計画（地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項に規定する地域再生計画をいう。）に基づき市町村が国及び京都府と連携して実施する地方就職学生支援事業に要する経費について、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。
- (2) 条件不利地域 次に掲げるいずれかの地域を含む市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市を除く。）町村及び平成22年から令和2年の人口減少率が10%以上の市町村の地域をいう。
  - ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
  - イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域
  - ウ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島
  - エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域
  - オ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域
- (3) 地方就職学生支援事業 市町村が支援対象者に対して、支援金（以下「地方就職支援金」という。）を交付する事業をいう。
- (4) 支援対象者 次に掲げる要件を全て満たす者及びこれに相当する者として知事が認める者をいう。
  - ア 移住元に関する要件
    - (ア) 大学の卒業又は大学院の修了年度において、東京都内に本部がある東京圏内（条件不利地域を除く。）のキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学を卒業又は大学院を修了していること。ただし、就職活動に係る交通費については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。
    - (イ) 大学の卒業又は大学院の修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住している。
  - イ 移住先に関する要件
    - (ア) 京都府域に所在する企業等に就職又は就職することが内定している。
    - (イ) 大学を卒業又は大学院を修了後1年以内に同号イ(ア)に掲げる企業等に就職又は就職する予定であり、当該市町村への転入日又は申請日のいずれか遅い日から1年以上継続して居住する意思を有している。
  - ウ 就業先に関する要件
    - (ア) 勤務地が京都府域に所在すること。
    - (イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。
    - (ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
    - (エ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

(オ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。ただし、地域の担い手の確保が困難かつ必要性・緊急性の高い業種への就業として、知事及び当該市町村長が認めた場合を除く。

エ 就業条件等に関する要件

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業、または、これに類するものとして、知事及び当該市町村長が認めた就業であること。ただし、在学中に就職活動に係る交通費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(イ) 移住先地域を中心とした勤務であり、東京圏(条件不利地域を除く)での勤務を前提としない採用であること。ただし、在学中に就職活動に係る交通費を申請する場合は、移住先地域を中心とした勤務であり、東京圏(条件不利地域を除く)での勤務を前提としない採用が予定されていること。

オ その他の要件

(ア) 京都府暴力団排除条例(平成22年京都府条例第23号)第2条第4号に掲げる暴力団員等でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 知事又は申請者の移住する市町村が地方就職支援金の交付の対象として不適当と認められた者でないこと。

(補助する支援金の範囲)

第3条 第2条第3号に規定する地方就職支援金は、勤務地が京都府域に所在する企業への就職活動に要した交通費及び移住に係る移転費とし、交通費は14,400円、移転費は108,000円をそれぞれ上限とする。ただし、交通費及び移転費の実費額を超えて地方就職支援金を交付することはできない。

2 移転費の対象は物品の運送費用とする。

3 交付の回数は支援対象者一人につき交通費及び移転費において、それぞれ1回を限度とする。

第4条 第1条に規定する経費に対する補助金の額は、次に掲げる額の合計額に4分の3を乗じて得た額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)以内の額とする。

(1) 前条に規定する地方就職支援金の額の範囲内において市町村が交付した地方就職支援金の合計額

(2) 地方就職学生支援事業の実施のため、市町村が事務に要した経費のうち、次に掲げる経費の範囲内において、前号の額に100分の2を乗じて得た額

ア 人件費(市町村職員の人件費を除く。)

イ 需用費

ウ 委託料

エ 使用料

(交付申請)

第5条 規則第5条第1項に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとする。

(地方就職学生支援事業の内容変更又は中止)

第6条 補助金の交付決定を受けた市町村長が、地方就職学生支援事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ、別記第2号様式による申請書を提出し、知事の承認を得なければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更の場合は、この限りでない。

(1) 補助金の交付決定を受けた額(以下「交付決定額」という。)にかかる変更であって、当該変更に伴う金額の変更が交付決定額の20パーセント以内の減額である場合

(2) 補助目的に変更をもたらすことなく、より効率的な補助目的達成に役立つと考えられる場合

(3) 補助目的及び事業効率に関係がない細部の変更である場合

(実績報告)

第7条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第3号様式によるものとし、補助金の交付決定に係る年度の3月10日までに提出しなければならない。

2 知事は、前項の実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容について検査を行うものとする。

3 知事は、前項の検査の結果、事業にかかる経理の状況が適切であると認めるときは、事業の実施に要した経費のうち、第4条に規定する額を市町村長に交付する。

(補助金の支払)

第8条 知事は、交付すべき額を確定した後、市町村長に対し補助金を支払うものとする。ただし、交付決定後に必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 市町村長は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記第4号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 知事は、規則第17条に規定する場合のほか、第2条第3号に規定する地方就職支援金の交付を受けた支援対象者が、次に掲げるいずれかの場合に該当することが判明した場合は、補助金を交付した市町村長に対し、補助金の全部の返還を命じることができる。

(1) 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合

(2) 在学中に交通費を申請した者が、地方就職支援金の申請をした日から1年以内に同支援金の要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合

(3) 在学中に交通費を申請した者が、地方就職支援金の申請をした日から1年以内に申請先市町村に転入しなかった場合（申請時に既に申請先市町村に住民票がある場合を除く。）

(4) 就業した日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合（退職日から3月以内に第2条第4号ウ及びエの要件を満たす京都府域の他の企業に就業する場合を除く。）

(5) 転入日から1年以内に地方就職支援金を受給した市町村から転出した場合

ただし、住民票を移さず転出していた者については、地方就職支援金の要件を満たす就業先への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から1年以内に同支援金を受給した市町村から転出した場合

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、地方就職学生支援事業補助金に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行し、令和8年4月1日以後に第3条に規定する就職活動を実施した者又は移転した者について適用する。